

江別市自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組み状況

平成29年3月、江別市自治基本条例検討委員会から市長へ、自治基本条例に基づく取り組みなどについてまとめた提言書が提出されたことを受け、市では、以下のように取り組みを進めています。

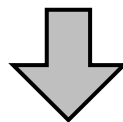
I 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

【検討委員会からの提言（以下「提言」）】

江別市は、平成28年8月に市民5,000人を対象に「自治基本条例アンケート」（以下「条例アンケート」と表記。）を実施しましたが、そこで回答をいただいた1,618人において、自治基本条例の認知度は4割弱であり、残念ながら、4年前の条例見直し時と変わっていない状況です。また、平成27年に施行された市民参加条例の認知度も3割弱にとどまっています。自治基本条例は、施行から現在まで、パンフレットの配布や講演会の開催、小学校への出前講座など、さまざまな啓発に努めてはいるものの、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあると言えます。

市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。

また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容をPRしていくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。



【市の取り組み】

- (1) 解説書の「主な取組事例」を充実、解説文を一部変更、字体などの体裁を変更するなど改訂を行いました。(H29)
- (2) 市民参加や協働などをテーマとしたワークショップを計3回開催し、市内4大の学生13名が参加しました。(H29)

- (3) (2) のワークショップに参加した北海道情報大学の学生とともに、ワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成しました。(H29)
- (4) (3) で新たに作成したリーフレットを活用した条例のPRとして、成人のつどいで新成人に配付(H29～R元 ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により延期)したほか、市内公共施設・市内4大学・JR駅・パン屋・イベントなどで配布しました。(H29～R2)
- (5) 協働に関して、これまでの小学校への出前講座の取り組みの継続に加え、新たに中学校で実施しました。(H29～R2 小学4年生・中学2年生 全学級)
- (6) 採用から10年程度経過した平成18・19年度採用職員を対象に、自治基本条例に関する研修を実施(H29:受講者23名)、中堅職員を含む全係員に自治基本条例リーフレットおよび条文と解説を配付した(H30:職員412名)ほか、庁内で全職員を対象として条例の周知を行いました。(R元～R2)
- (7) 「新規採用職員研修」(受講者数H29:26名/H30:51名/R元:24名/R2:29名)、地域イベント派遣職員向けに実施する「スタートアップ研修」(受講者数H29:21名/H30:22名/R元:17名)、課長・係長職昇任者向けに実施する「人事評価研修」(H29:受講者数33名)など、既存の研修内で条例について説明・周知しました。

II 市民参加・市民協働の推進について

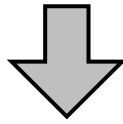
①市民参加の推進について(第24条関係)

【提言】

市民参加条例に規定されている附属機関等(審議会、委員会、協議会など)やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと考えます。

また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。

附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと考えます。また、附属機関等において、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます。



【市の取り組み】

- (1) 平成 29 年 9 月号の「広報えべつ」において、市民参加の制度や手続きの説明を含めた特集記事を掲載しました。(H29)
- (2) ホームページや「広報えべつ」で、市民参加予定事業一覧（年間・下半期）を掲載し、市民参加手続きを周知しました。(H29～R2)
- (3) ホームページのトップページに市民参加の項目を設けたほか、市民参加の手法ごとに各課の更新状況が分かるようレイアウトを変更するなど、ホームページにおける市民参加に関する掲載内容を見直しました。(H29)
- (4) 庁内の各部署に対して、「アンケート調査」や「市民説明会」が、広く市民の意見を聞き取る必要がある際に有効な市民参加の手法であるという提言について周知しました。(H29～R2)
- (5) 「広報えべつ」の特集記事に関連して、記事内あるいはSNS等を通じて、意見や感想を集める取り組みを複数回行いました。(H30)
- (6) 庁内の各部署に、附属機関等における委員選任の際の情報公開、適切な委員構成、市民参加拡大に向けた検討を要請したほか、附属機関等の委員の任期満了の前に、所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう依頼し、多くの附属機関等において公募等の手法による市民委員が導入されました。(導入済み附属機関等の数 H29：17 機関/H30：12 機関/R元：16 機関/R2：22 機関)
- (7) 自治基本条例及び各附属機関等への提言書の趣旨について、庁内で定期的に周知しました。また、市民参加条例等を踏まえて審議会等を運営するよう全部署に向けて周知しました。(H29～R2)
- (8) 自治基本条例の認知度や市民自治の進捗状況を把握するため、市民 2,500 人に対して自治基本条例に関するアンケート調査を実施しました。(R2 回答率：35.6%)

②市民協働の推進について（第25条関係）

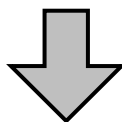
【提言】

条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。

また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。

一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。

市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。



【市の取り組み】

- (1) 協働に関して、これまでの小学校への出前講座の継続に加え、新たに中学校で実施しました。(H29~R2 小学4年生・中学2年生 全学級)
- (2) 協働に関する内容を盛り込んだテーマで、市内4大学の学生13名によるワークショップを開催し、そこに参加した北海道情報大学の学生とともに、ワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成しました。(H29)
- (3) 協働のまちづくり活動支援事業の公開プレゼンテーションや報告会、ジモガク（学生地域定着推進広域連携協議会）など、自治会、大学、市民活動団体のイベント等で協働に関するパンフレットを配付して意識啓発を図りました。(H29~R2)
- (4) 自治会加入をより一層促進できるようリーフレットを改訂し(H30)、自治会長や転入者へ配付したほか、江別不動産協会と連携してリーフレットを配付するなど、自治会加入への意識付けを図りました。(H29~R2)
- (5) 平成29年11月、自治会活動の内容を効果的にPRするため、自治会だよりや行事案内チラシの作成方法、SNSを活用した情報発信手法についての地域活動運営セミナーを開催し、自治会の情報発信について講演とグループワークを開催しました。(H29~R元)

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、共催である江別市自治会連絡協議会の会報誌に、講師からの寄稿文を掲載していただきました。(R2)

(6) H28年度に発行したコラボのたね(市民活動情報冊子)を配布し、市民活動団体の情報や市民活動の詳細についてPRしました。(H29)

さらに、コラボのたねに掲載していた情報をカード型にし、ファイルに綴ったものを公共施設等に配置してPRしました。(H30~R2)

(7) 市民活動団体を対象に、市民活動に関する課題解決のためのワークショップを開催しました。(H29~R2)

(8) 市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的として、地域活動プログラムを学生に提供する学生地域定着推進広域連携事業(ジモガク)を実施するなど、まちづくりにおける大学生の活躍の機会拡大について検討しました。

(H29:44プログラム 延べ569名参加/H30:41プログラム 延べ445名参加/R元:41プログラム 延べ463名参加/R2:4プログラム 延べ42名参加)

(9) 市民活動団体版出前講座のポスターを作成して公共施設等に掲示し、PRを強化しました。(H29)

(10) 自治会活動の活性化に向け、各種補助金の交付、自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーの実施のほか、より効果的な支援の検討を行いました。(H29~R2)

(11) 団体の抱えている課題等について把握するため、市民活動団体を対象としたアンケートを実施しました。(H29)

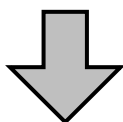
(12) 協働のまちづくり活動支援事業の充実に向け、補助金の増額を行った(H29)ほか、ホームページ等で周知しました。(H30~R2)

(3) その他の取り組みについて

①市民の責務について(第7条関係)

【提言】

市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。



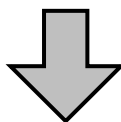
【市の取り組み】

平成29年9月号の「広報えべつ」に特集記事を掲載し、市民の責務の考え方や市民参加制度について周知しました。また、自治基本条例についてホームページ等に掲載するなどして啓発しました。(H29~R2)

②危機管理・防災について（第17条関係）

【提言】

全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会などと一層の連携を図っていくべきと考えます。



【市の取り組み】

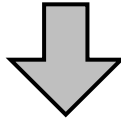
- (1) 年2回開催している自主防災研修会にて訓練参加の呼びかけを行ったほか、ホームページに各自治会等による訓練予定を公開し、避難所運営訓練未実施の自治会等へ啓発しました。
また、総合防災訓練にて避難所運営訓練を各自治会等に見学していただき、より多くの自治会に訓練を開催してもらえるよう啓発しました。(H29~R2)
- (2) 出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施したほか、自治会連絡協議会正副会長会議にて制度を説明するなど、より多くの自治会が避難行動要支援者避難支援制度に協力してもらえるよう啓発しました。(H29~R元)

③情報共有の推進について（第21条関係）

【提言】

まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと思います。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。

さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。



【市の取り組み】

- (1) ホームページにおけるウェブアクセシビリティ（年齢や障がいの有無にかかわらず、利用者がウェブ上の情報にアクセスし、利用できること）の徹底、ページ構成の統一化、わかりやすい表現への見直しを実現しました。（H29）
- (2) 市ホームページでは、記事作成時に自動でアクセシビリティをチェックできるシステムとし、広報誌では、スマートフォンの普及に合わせ、QRコードを掲載するなどして関連するホームページの情報にアクセスしやすいよう工夫しました。（H30～R2）
- (3) 特集記事を、スマートフォンでも見やすい形に再編集してホームページに掲載しました。さらに、ホームページの記事へのアクセス経路の確保として、即時性が求められるお知らせを中心に、SNS（フェイスブック、ツイッター）で発信する取組を強化しました。（R元～R2）
- (4) ホームページについて、分かりやすい階層構造を維持するとともに、ページデザインはCMS（ホームページを管理するシステム）により制御し、統一的な構成を実現しました。（H29～R2）
- (5) ホームページをよりわかりやすい表現へ見直すため、タイトルや記事内容が分からない行政的表現を改善し、簡潔なタイトル・記事となるように修正対応した（H29）ほか、市民目線で、できるだけ平易な表現に努め、理解しやすい文章構成を心掛けました。（H30～R2）
- (6) 「広報えべつ」の可読性を高めるため、掲載記事の内容に応じたデザインや、読者の年齢等に配慮したフォント、行間、文字間、文字ポイントなどを工夫しました。（H29～R2）
また、誰にでも「読みやすく」「読み間違いにくく」「わかりやすい」、UD（ユニバーサルデザイン）フォントを取り入れました。（R2）
- (7) 「広報えべつ」において、可能な限り余白を確保し、情報を集約して掲載する部分（お知らせページ）と、特集記事や重要なPR記事とのメリハリをつけることで、余白や効果的な写真・イラストを取り入れた読みやすい紙面構成を心掛けました。（H29～R2）
- (8) ホームページが見られない方に配慮し、「広報えべつ」の誌面でまちづくりに関する情報を積極的に掲載するなど、限りある誌面を効率よく活用できるようページ割の工夫をしました。（H29～R元）
- (9) ほとんどの世代がインターネットを日常使いするようになってきていることを踏まえ、特に子育て世代へ向けたお知らせは、広報誌にQRコードを掲載し

て積極的に市ホームページや関連サイトに誘導することで誌面を節約し、その分をインターネットを使わない人たちに配慮した誌面に割り振るなどの工夫をしました。(R2)

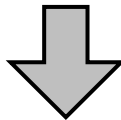
(10)「広報えべつ」においては、除雪や蜂の巣注意喚起の記事など、市民の声等を受けて広報誌に掲載している記事は、その旨が分かるよう記載内容を工夫しました。(H29)

また、まちづくりの当事者意識に基づく市民ニーズを吸い上げる土壌づくりとして、特集テーマに合わせ意見を募集して掲載したほか、Q&A方式にするなど疑問点と回答が分かりやすい掲載方法の工夫を行いました。(H30～R2)

④住民投票について（第 26 条関係）

【提言】

住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。



【市の取り組み】

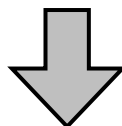
「自治基本条例 条文と解説」内の住民投票の解説に、直接請求権の種類を入れるなどの変更をしました。(H29)

⑤市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第 28 条関係）

【提言】

市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。

今後においても、市民参加条例第 1 2 条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。



【市の取り組み】

条例上の手続きの点検結果を含めた市民参加状況の公表

(1) えべつ未来戦略における戦略 1 及び 4 の構成事業（全 11 事業）を対象とし

た行政評価外部評価委員会を計6回実施し、平成27年度から実施した戦略2及び3と合わせて総括しました。(H29)

(2) 市民公募委員を含めた行政改革推進委員会において、えべつ未来戦略における戦略3の構成事業のうち、2事業を対象に行政評価外部評価を実施するとともに、報告書を公表しました。(R2)

(2) 第6次江別市総合計画の進捗管理(指標把握)のため、市民を対象にしたまちづくり市民アンケートを実施しました。(対象者数 H29~R元:5,000人/R2:3,000人)

なお、アンケートの実施にあたっては、その目的を明らかにするとともに、実施結果を公表しました。(回答率 H29:40.6%/H30:41.0%/R元:38.6%/R2:48.0%)

(3) ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開するほか、市民参加実施状況を取りまとめ、公表しました。(H29~R2)

(4) 今後の取り組みの方向性について

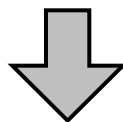
【提言】

江別市では、これまで、市政の情報共有、市民の積極的なまちづくりへの参加と協働という条例の基本理念のもと、さまざまな取り組みが進められてきました。

市民自治のまちづくりをさらに進めていくためには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識や市民の責務についての理解度を一層高めていくことが必要です。

市民の認知度や意識などが高まるには、時間がかかるものと考えますが、まずは、より分かりやすくという視点で、前述の条例解説書の改善、パンフレットの作成による啓発活動、ホームページの見直しなどにより、多くの市民にまちづくりについての情報を知ってもらい、理解してもらうことが重要です。

また、条例アンケートにおいて、9割以上の方が市の情報の入手手段と回答している「広報えべつ」を有効に活用し、条例が目指すまちづくりや市民参加制度、協働の考え方や取り組みなどを分かりやすく紹介し、関心や興味を持ってもらうことが必要と考えます。



【市の取り組み】

平成29年9月号の「広報えべつ」に特集記事を掲載した(H29)ほか、ホームページ等に掲載するなどして、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識、市民の責務についての理解度の向上に向け、啓発を強化しました。(H29~R2)

江別市生活環境部 市民生活課（市民協働担当）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL：011-381-1124

FAX：011-381-1070

E-mail：shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp